

平成 18 年 3 月 22 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
KDC渋谷ビル4階
ビ・ライフ投資法人
代表者名
執行役員 上田 求
(コード番号：8984)
問合せ先
モリモト・アセットマネジメント株式会社
財務経理部長 漆間 裕隆
TEL. 03-5466-7303

利害関係人等との取引に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（平成 18 年 2 月）記載のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に定義される利害関係人等及びモリモト・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の社内規程である利害関係人等取引規程に定める利害関係者との取引を下記の通り行いましたので、お知らせいたします。

なお、取得資産の詳細につきましては、本日付で別途開示いたします「資産取得に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 利害関係者からの運用資産の取得

(1) 資産の種類

不動産信託受益権（個別物件につきましては、「資産取得に関するお知らせ」をご参照下さい。）

(2) 取引を行った理由

本投資法人の規約及び運用会社の定める「運用ガイドライン」に基づき、個々の資産について取得の可否を検討した結果、ポートフォリオの拡充を図るため取引を行ったものです。

(3) 利害関係の属性、取引の内容

利害関係者の名称	取引の内容
株式会社モリモト※ 1	4 物件（J-4、J-10、J-11、J-13）の不動産信託受益権取得 取得価格総額：7,272 百万円
有限会社セレーネツ※ 2	8 物件（J-3、J-5、J-6、J-7、J-8、J-9、J-12、J-14） の不動産信託受益権取得 取得価格総額：18,326 百万円

※ 1 株式会社モリモトは、資産運用会社の議決権の 67%を保有しており、投信法上の利害関係人等及び資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係者に該当します。

※ 2 取得予定資産の一時的な所有のために、株式会社モリモトの意向を受けて設立された有限会社で、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係者に該当します。

2. 利害関係人等との取引に関する手続き

資産運用会社は、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常と同様の取引と比較して本投資法人の不利益となることのないよう、利害関係人等取引規程に基づき、平成 18 年 1 月 25 日に開催の投資運用委員会並びに平成 18 年 1 月 25 日開催のコンプライアンス委員会における審議及び決議を経て、平成 18 年 1 月 26 日開催の本投資法人役員会において承認され、平成 18 年 1 月 26 日開催の取締役会においてその取得及び取得条件を決議しています。

以 上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>

ポートフォリオ一覧表

地域	物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得日
エリア 1	J-1	目黒かむろ坂レジデンス	4,500	14.1	平成 17 年 12 月 20 日
エリア 2	J-2	フォーティーンヒルズイーストタワー	1,920	6.0	平成 17 年 12 月 20 日
エリア 1	J-3	クイズ恵比寿	7,650	23.9	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-4	イプセ麻布十番七面坂	4,500	14.1	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-5	イプセ芝公園	2,630	8.2	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-6	イプセギンザ	2,520	7.9	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-7	ネクストフォルム西麻布	2,220	6.9	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-8	イプセ日本橋	1,200	3.7	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-9	コンフォートタイム大森	952	3.0	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-10	イプセ都立大学	648	2.0	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-11	エルソル貴船坂	450	1.4	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 1	J-12	ノブレス池田山	375	1.2	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 2	J-13	コスモハイム武蔵小杉	1,674	5.2	平成 18 年 3 月 22 日
エリア 2	J-14	コンフォートタイム大塚	779	2.4	平成 18 年 3 月 22 日
		合計 14 物件	32,018	100.0	

(注 1) 「取得価格」欄には、信託受益権売買契約に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)に記載しています。

(注 2) 「投資比率」欄には、取得資産の取得価格の総額に対する当該取得資産の取得価格の比率を記載しており、小数第 2 位を四捨五入しています。したがって、記載されている数字を足し合わせても合計数字と必ずしも一致しません。